

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

- 1) 当社は、健全な企業として公正・適切で透明な経営により社会に貢献することを経営の基本としており、株主をはじめとしてステークホルダーとの円滑な関係を構築し、企業価値を最大化するためのコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。
- 2) 当社は、監査等委員会制度を採用しております。取締役会及び監査等委員会によって業務執行の監督並びに監査を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
岩崎元治	1,508,518	11.45
合資会社アイ・ティ・シー	875,821	6.65
リード共栄投資会	793,635	6.02
株式会社埼玉りそな銀行	644,500	4.89
埼玉興業株式会社	432,000	3.28
日本証券金融株式会社	358,000	2.71
富士重工業株式会社	272,250	2.06
三井住友信託銀行株式会社	271,000	2.05
加藤 主士	240,150	1.82
日本生命保険相互会社	233,500	1.77

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <small>更新</small>	12名
定款上の取締役の任期 <small>更新</small>	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <small>更新</small>	7名
社外取締役の選任状況 <small>更新</small>	選任している
社外取締役の人数 <small>更新</small>	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <small>更新</small>	1名

会社との関係(1) <small>更新</small>

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
倉林 宏	他の会社の出身者													
西田政隆	他の会社の出身者													
齋藤勝則	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) <small>更新</small>

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
倉林 宏	○		—	当社の社外監査役を11年間務め、当社の事業内容等に精通しており、また、株式会社あさひ銀行の支店長や株式会社大栄建築事務所常務取締役の経歴から客観的中立的な立場からの経営監視及び経営の意思決定において妥当性・適正性の見地から社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断している。
西田政隆	○	○	税理士	当社の社外監査役を5年間務め、税理士の資格を有し、税理士事務所の代表社員を務めるなどの経歴から客観的中立的な立場からの経営監視及び経営の意思決定において妥当性・適正性の見地から社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断している。
				行政書士及び司法書士の資格を有し、株式会社あさひ銀行及び大栄不動産株式会社勤務

齋藤勝則	○	行政書士及び司法書士	や司法書士事務所所長の経歴から客観的中立的な立場からの経営監視及び経営の意思決定において妥当性・適正性の見地から社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断している。
------	---	------------	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 [更新](#) なし

現在の体制を採用している理由 [更新](#)

必要に応じ、監査等委員会の職務を補助すべき取締役または使用人を配置するものとし、当該使用人の人事については、取締役と監査等委員会が協議を行います。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

監査等委員は、会計監査人に各四半期及び期末の監査時はもとより、期初に監査計画の説明を受けるとともに、必要に応じて適宜連携をとって監査にあたっています。

また、内部監査室は、監査等委員会に監査計画と監査結果について、毎月定期的に報告するとともに、会計監査人とも適宜緊密な連携を保って運営しています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

収益状況に応じ、役員報酬について毎年見直ししており、相応の対応がとられています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

取締役及び監査役に支払った報酬その他の職務遂行上の対価である財産上の利益の額(平成26年度)

定款または株主総会決議による報酬

取締役 4名 支給額24,990千円、監査役 3名 支給額9,360千円、合計7名 34,350千円

(注)1. 株主総会で承認を受けた報酬額は、取締役「月額9,000千円以内」、監査役「月額2,000千円以内」であります。

2. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額は、取締役報酬とは別枠であり、その支払金額6,120千円(2名)は上記に含まれておりません。

3. 上記の報酬等の総額のほか、平成22年6月29日開催の定時株主総会における退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給議案の決議に基づき、当事業年度中に退任した取締役2名に対して17,800千円の役員退職慰労金を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】 [更新](#)

社外取締役を補佐する体制としては、社長直属の内部監査室員が監査等委員である取締役の依頼事項等必要に応じて監査等委員業務の補佐をする体制を整えています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会、業務役員会、及び監査等委員会によって業務執行の監督並びに監査を行っています。

取締役会(原則月1回)は取締役の全員をもって構成され、法令または定款の定めるもののほか、経営の基本方針等重要事項に関して付議しております。

業務役員会(月1回以上開催、常勤取締役及び執行役員にて構成)は重要事項のうち取締役会より委任された事項につき付議し、また取締役会付議事項のうち必要性に応じて事前協議しております。業務役員会は月1回の定例会議の他、適宜必要に応じて開催し、迅速かつ適確な意思決定を行っております。

なお、取締役会の一層の活性化を促し、経営効率の向上を図るために、平成22年7月1日より執行役員制度を導入しております。執行役員は、現在3名で構成されております。

監査等委員会は、社外取締役3名で構成されており、原則月1回の監査等委員会のほか、その他業務役員会はもとより主要な会議や内部監査には常勤監査等委員が出席する等、経営の業務執行状況、財産管理状況等を適宜検証しています。また、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。

会計監査の状況ですが、監査法人の監査は期末にかたよることなく、期中を通して行われており、監査等委員と適宜連携を取りながら実施しています。また、社長、経理担当役員をはじめ関係者に対して各四半期及び期末の監査終了時はもとより、都度適切な指導をいただいております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、吉村智明、吉原浩の両氏であり、ともに至誠監査法人に所属しています。また、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士6名であります。会計監査人への監査契約に基づく監査証明に係る報酬の金額は22,450千円です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

当社は、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実と、企業価値の向上を図るとともに透明性の高い経営の実現性を目指す。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページに決算短信等決算資料、その他適時開示資料掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部にて担当	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	2002年2月 ISO14001取得 2009年9月 彩の国エコアップ宣言事業所

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムに係る基本方針

1. 経営理念

- ・社訓 努力一筋 全社一丸
- ・社是 三意専心 誠意・熱意・創意

2. 経営の基本方針

- ・全社一丸となり、誠意、熱意、創意をモットーに製品を通じて社会に貢献するとともにお客様の満足と信頼が得られる製品づくりに努めます。
- ・会社の持続的な成長と企業価値の創出に向け、事業基盤の強化を図るとともに株主、お客様をはじめ様々なステークホルダーとの協働に努めます。
- ・法令及び社会規範を遵守し、透明性の高い強固なガバナンス体制を構築します。
- ・法令に基づく情報開示を適切に行うことはもとより、それ以外の情報の提供にも主体的に取り組み、透明性、公正性の確保に努めます。

3. 行動指針

- ・市場の状況と顧客ニーズを理解して、顧客の満足と信頼を確保するため、品質及び技術力の向上に積極的に取り組みます。
- ・常に自己の技能を研鑽し、品質の向上と作業の改善を図り、会社と共存共栄の実を挙げるよう心掛けるとともに公民としての品性の陶冶に努めます。
- ・公私の区別を明確にし、あらゆる法令及びルールの遵守はもとより、社会規範に則した誠実且つ公正で透明な仕事をいたします。
- ・資源やエネルギーを大切にし、人と地球にやさしい環境づくりを目指します。
- ・市民生活に脅威を与える反社会的勢力に対しては一切の関係を持ちません。又、不当な要求に対しては、組織的な対応で断固としてこれを排除します。

4. 業務執行にあたる取締役(以下、「業務執行取締役」という。)及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は法令及び定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス・マニュアルを制定し、その推進については、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を毎月開催し、コンプライアンスに関する具体策や問題点が発生した場合の再発防止策の協議、情報交換、連絡等を行う。
- (2) コンプライアンス委員会事務局は、毎月定例的に開催している職場内研修の事例提供、指導を行いその徹底を図る。
- (3) コンプライアンスに関する問題が発生した場合には、担当役員を通じてその内容・対処策を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- (4) 内部通報制度として内部通報規程を定め、コンプライアンスに反する行為等について従業員が直接情報提供を行なう体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを規程に定める。
- (5) 市民生活に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。又、不当な要求に対しては、警察等外部の専門機関と緊密な関係のもと、取締役社長以下関係部署が連携し、組織全体で対応する。

5. 業務執行取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書管理規程に従い、業務執行取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、「文書」という。)に記録し、保存する。
- (2) 業務執行取締役及び監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 文書管理規程を制定又は改定する場合には、取締役会及び監査等委員会の承認を得るものとする。

6. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 会社におけるリスクの防止及び損失の最小化を図ることを目的として、リスク管理規程を定め、全業務執行取締役・常勤の監査等委員・全執行役員及び部室長を構成員とするリスク管理委員会を設置する。
- (2) 会社に緊急事態が発生したときの対応として、緊急事態リスク管理規程を定め、取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損失の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- (3) 個々のリスクについては、それぞれの担当部署を定めリスク管理体制を構築するとともに、各担当部署にて規則・マニュアル等作成・配布・研修等を行う。

7. 業務執行取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例の取締役会を毎月一回開催し、法令又は定款に定めるもののほか、経営の基本方針等重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。
- (2) 取締役会の機能を強化し経営効率を高めるため、全業務執行取締役・常勤の監査等委員及び全執行役員による業務役員会を毎月一回の定例開催のほか必要に応じて適宜開催し、会社経営に関する重要事項並びに取締役会より委任された事項を審議する。
- (3) 取締役会及び業務役員会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程にて職務権限・責任を明確にし、執行状況については取締役会にて各担当役員より報告するとともに各部門ごとの目標管理報告会(毎月一回開催、全業務執行取締役・常勤の監査等委員・全執行役員及び各部管理職による。)にて進捗状況の管理・指導を行う。

8. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務の補助及び内部統制システムのモニタリング機能として内部監査室を設置する。
- (2) 監査等委員会は、内部監査室員に対して監査等委員会の職務の補助を命ずることができるが、内部監査室員は監査等委員の職務に該当しない場合を除き、監査等委員の指揮命令に服するものとする。
- (3) 内部監査室員の人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監査等委員会の同意を得るものとする。
- (4) 業務執行取締役・執行役員及び社員は、内部監査室員の業務遂行に対して不当な制約等を行うことにより、その独立性を阻害することのないよう内部監査規程に定める。

9. 業務執行取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びに当該報告をした者が不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 業務執行取締役が他の業務執行取締役の法令又は定款に違反する行為若しくは不正の行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告するものとする。
- (2) 業務執行取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告するものとする。
- (3) 監査等委員会に必要な報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、人事異動・人事評価等を含め不利益な処遇を一切行わないものとする。

10. その他監査等委員又は監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制並びに監査等委員の職務について生ずる費用等の処理の方針に関する事項

- (1) 取締役社長は、監査等委員による監査の重要性及び有用性を十分に認識し、定期的な意見交換会を設けるとともに、自らの職責として監査の環境整備に努めるものとする。
- (2) 常勤の監査等委員は、取締役会・業務役員会はもとよりコンプライアンス委員会・目標管理報告会・情報連絡会等の社内の重要な会議に出席し、重要な意思決定過程及び業務執行状況を把握する。
- (3) 監査等委員が監査の実施のために弁護士、その他の社外の専門家に対して助言を求め、又は鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、これを拒むことはできないものとする。

内部統制システムに関する整備状況

内部統制システムとリスク管理体制の整備状況としては、常勤役員と管理職にて毎月開催している目標管理報告会(各部署毎に開催)、常勤役員と各部署長により毎朝開催している情報連絡会、そして社長自ら年一回一般社員全員と対話集会(職場毎に開催)を実施しており、これらの会議を中心に業務施策の徹底を図るとともに経営者と管理者・担当者との直接的意思疎通を図っています。コンプライアンス体制としては平成15年4月にコンプライアンスマニュアルを制定し、これを機にコンプライアンス委員会を毎月実施しております。コンプライアンス委員会では具体的強化策、問題点が発生した場合の再発防止策、職場内研修(毎月実施)のための事例提供、情報交換等を行っております。

また、内部通報制度として内部通報規程を定め、コンプライアンスに反する行為等について従業員が直接情報提供を行う体制を整備しております。

その他、EMS・QMS推進委員会や品質委員会、防災安全衛生委員会等を適宜開催しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方としては「行動指針」に、市民生活に脅威を与える反社会的勢力に対して一切の関係を持たず、不当要求に対しては、組織的な対応で断固排除することを掲げています。また、社内体制の整備状況については総務部を対応部署として、事案により関係部署と協議して対応しております。外部機関との連携については警察の組織犯罪対策課や暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等との連携や情報収集を図っております。対応マニュアルとしてはコンプライアンスマニュアルに反社会的勢力の排除について対応策を定め、定期的に研修を実施しています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

